

◆受講に当たっての留意事項

1 総合教育センター利用上の注意

- ・総合教育センターへ来所の際は、できる限り公共交通機関を利用してください。
- ・講師の都合等により、研修・講座内容、日程等が変更になる場合があります。
- ・研修会場での飲食は、指定された場所をお願いします。なお、総合教育センター内に食堂はありません。
- ・研修会場へ昼食等で持ち込んだ物は、必ず各自責任をもって持ち帰ってください。

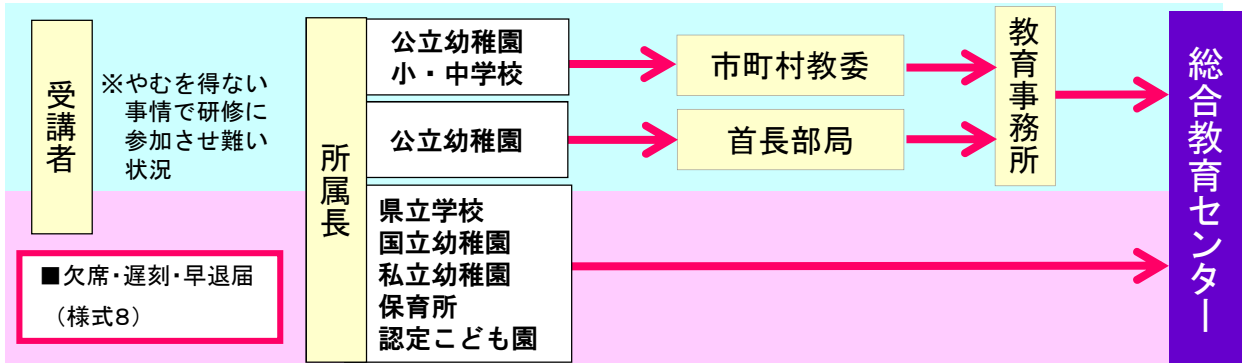
2 提出課題等の送付について

提出課題等を総合教育センターへ送付する場合は、封筒の余白に「研修番号ーコース等記号〇〇講座〇〇コース▽▽在中」と朱書きしてください。また、メールによる提出を指示する課題もあります。

3 研修・講座欠席等の手続きについて

やむを得ない事情で研修に参加させ難いとき、所属長は様式8により、下の流れに沿って、総合教育センター所長宛てに欠席・遅刻・早退届を提出（郵送先は「企画研修室」）してください。

ただし、緊急の場合は、所属長または受講者から直接研修担当者に連絡し、後日、速やかに欠席・遅刻・早退届を提出してください。



4 特別警報が発表された場合における研修事業等の取り扱いについて

- 県内のいずれかの地域に特別警報が発表された場合は、当日の全ての研修を中止する。
- 特別警報がその日のうちに解除された場合も、当日の全ての研修を中止する。

5 暴風（または暴風雪）警報発表時における研修事業等の取り扱いについて

警報解除の状況	当日の研修の取り扱い
ア 午前7時の時点で県内全ての地域において警報が解除された場合	実施
イ 午前7時から午前10時30分までの間に県内全ての地域において警報が解除された場合	解除後3時間を経過した時刻から実施
ウ 午前10時30分の時点で県内いずれかの地域で警報が解除されていない場合	中止

6 地震等における研修事業等の取り扱いについて（平成29年11月1日より）

非常時の状況	研修の取り扱い
ア 南海トラフ地震に関連する情報（定例）が発表されたとき	実施
イ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき	中止 ※総合教育センター所長が所属長に研修再開の連絡をするまでの間は中止とする。
ウ 県内で震度5強未満の地震が発生したとき	実施 ※地震の状況により、研修を中止することとなった場合には、総合教育センター所長が所属長に連絡する。
エ 県内で震度5強以上の地震が発生したとき	中止 ※総合教育センター所長が所属長に研修再開の連絡をするまでの間は中止とする。

7 「愛知県新型インフルエンザ対策本部」から休校要請が発せられた場合における研修事業等の取り扱いについて

- 対策本部から県内全学校を対象に休校が要請された期間の研修を中止とする。
- 学校が再開された日の翌日から、当初計画されている研修を日程どおり順次実施する。

<上記4, 5, 6, 7における留意事項>

研修事業等の全部または一部を中止した場合の代替措置等については、総合教育センター所長が別に指示します。